

【別紙2】

御船町観光交流センター看板等整備事業
要求水準書

令和5年10月

御船町

1 基本事項

(1)要求水準書の位置づけ

本要求水準書(以下「本書」という)は、御船町(以下「甲」という)が新設する観光交流センター看板等整備工事に関して、施工費用をプロポーザル方式で事業者から提案を求めるに当たり、甲が要求する水準を示し、技術提案における具体的な指針を与えるものである。

(2)工事等

本書は、甲が要求する機能及び性能を原則として規定するものであり、具体的仕様及びそれらを構成する個々の内容については、本書が示す性能規定以上の提案を行うこと。

なお、提案された内容及び性能が要求水準を上回り甲にとって有益と判断される内容は、その技術提案を高く評価することとする。

(3)創意工夫

技術提案においては、「看板及び誘導」、「デザイン」、「素材」、「施工」4項目を重点項目とし、本書に示す水準を効率的かつ合理的に満足するよう、先進的な技術を用いた提案を期待する。

本プロポーザルの目的を矛盾しない限りにおいて、本書に示されていない部分についても、住民へのサービス向上やコストメリットが期待できる内容などの提案があれば、その効果の妥当性について適切に評価する。また、本書において甲が具体的内容等を定めている部分についても、その内容と同等以上の性能を満たし、本プロポーザルの目的を矛盾しないことが明確に示すことができる場合は、代替的な仕様の提案も可とする。

(4)本業務における規格及び法令

- ア 建築基準法及び関係施行令・規則、告示
- イ 道路法及び関係施行令・規則、告示
- ウ 道路交通法及び関係施行令・規則、告示
- エ 日本工業規格(JIS)
- オ 御船町諸規則
- カ その他関係法令、条例、規則等

(5)本工事による看板等の整備計画

- ア 観光交流センター看板
- イ 各駐車場から各施設（観光交流センター、恐竜博物館、子育てふれあい館）へ誘導する案内板
- ウ その他観光交流センターへ誘導する看板等

2 看板等の要求水準

(1)全般

提案に当たっては、看板等が最適な構造及び性能を有するとともに、次に掲げる事項を十分満足するものとなるよう配慮して行うこと。

ア 提案の原則

- ① 運用に際して甲において最適な機能を有するものであること。
- ② 維持管理が経済的に行えるもの。
- ③ 保守及び点検が容易に行える構造であり、これらに際して危険のない構造であること。

イ 環境条件

- ① 屋外に設置する看板等は、気温の変化において支障がないこと。また台風等の強風に耐えるものであること。
- ② サビ等には十分に配慮した看板等を納入するとともにその対策を行うこととし、特に屋外で使用される看板等については十分なメッキ・塗装等の対策を行うこと。

ウ 設置場所

- ① 観光交流センターの場所を効果的に認知できるとともに、効率的に誘導できる場所に設置すること。
- ② 設置場所は、周辺環境や来場者の状況等（図1参照）を考慮し、誘導及び視認ができる場所や、歩行者や車両等の通行に支障がない提案を行うこと。
- ③ 観光交流センター周辺を総合的に案内する看板を1基以上設置する提案を行うこと。なお、当該看板を設置する場所は、最も効果的な場所を提案すること。
- ④ デザインは、第三者に不快を与えないように十分に配慮した図柄とするとともに、周辺の既存看板等との統一性を検討すること。
- ⑤ 看板等は、歩行者等の安全に配慮した形状にするとともに、怪我等が発生しないように工夫すること。
- ⑥ 観光交流センターからの情報が発信できる工夫を提案すること。

エ その他

甲の現状を踏まえて、必要な看板等について提案すること。その際、将来的な拡張性や統一性についても検討すること。

3 工事の要求水準

以下の内容に従い、施工すること。

(1) 工事全般

- ア 看板等及び工事材料等の搬入は、周囲に迷惑・損傷等与えないように十分に留意して速やかに行うこと。
- イ 現場及びその周辺における安全衛生等の管理を関係諸法規に基づいて行うこと。
- ウ 現場内における電力設備、吊り上げ設備及びその他法令などで取扱者が規定されている施工については、それぞれの有資格者に行わせること。
- エ 工事にあたり工事物、道路、通行人及び近隣住民等に損害を及ぼすことのないよう十分配慮すること。
- オ 庁舎や関連施設を工事する際は、業務の妨げにならないよう、日程調整や騒音対策などを十分に協議すること。
- カ 工事現場は、必要とする保護設備を施すこと。
- キ 必要に応じ、工事概要などを周知させるための看板等を設置すること。
- ク 材料は、すべて新品を使用し、品質良好で仕様書に示す条件を満たしたものを使用すること。
- ケ 看板等の取り付けは、風圧荷重、耐震性及び安全性を考慮して、工法及び材料を選定し設置すること。
- コ 工事日報を作成すること。
- サ その他記載されていない事項は、関係法規等を順守すること。

(2) 計画

- ア 施工計画書を作成し、契約後速やかに監督職員に提出すること。なお、重要な変更が生じた場合は、変更施工計画書を提出すること。
- イ 看板等配置図、工事施工図及び監督職員から指示のされた資料を遅滞なく提出すること。
- ウ 甲から示された以外に、施工上必要とする工事用地等は、監督職員と協議の上、請負者の責任において確保すること。

(3) 管理

- ア 施工計画に基づき、工期内に完全な竣工ができるよう行わなければならない。
- イ 工事施工に必要な関係官庁等に対する手続きは、速やかに行うものとする。
- ウ 指示された箇所については、監督職員の検測又は確認を得なければならない。
- エ 休日、夜間等、通常の勤務時間外に作業を要する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得て行うものとする。
- オ 施工中、監督職員と行った協議事項等は、事業者が承認・協議書を作

成し、監督職員の承認を得ること。

(4) 安全・環境

ア 体制

安全確保のため、総括安全責任者及び作業現場ごとに責任者を設け、会議等を行い、緊急時の措置や危険防止など安全体制を確立すること。

イ 管理

- ① 工事用機械は、日常点検、定期点検等を着実にを行い、仮設設備は、材料、構造などを十分点検すること。
- ② 高所作業など危険を伴う場合は、それぞれ適合した防護措置を講じること。
- ③ 工事場所の状況に応じて交通整理員を配置すること。
- ④ 作業員の保健、衛生管理に留意し、休日・休憩時間などを適切に定めること。
- ⑤ 建設資材や機械等の整理整頓を行い、休止中の現場では、バリケードを設ける等事故の防止に留意し、工事看板等固定が必要なものは堅固に行うこと。

ウ 騒音・振動対策

- ① 施工方法及び建設機械の選定に当たっては、騒音・振動の発生を最小限にとどめる方法及び機械を選定すること。
- ② 工事現場周辺では、特に低速運転を励行させ、騒音・ほこり等による公害防止に努めること。

エ ごみ等対策

- ① 作業現場周辺では、ごみ・廃材等散乱しないように管理し、常に清掃に努めること。
- ② ごみ等は、現場付近に散乱しないように整理するとともに、発生当日に持ち帰り処理すること。
- ③ 現場内及び運搬路等の防塵対策として、必要に応じ散水を実施すること。

オ 住民への配慮

- ① 工事に当たっては、周辺の状況や通行者など十分に把握し、苦情等を未然に防ぐこと。
- ② 交通規制が生じる場所では、工事概要・安全対策を説明し、十分に打ち合わせを行うこと。また、必要人数の交通整理員を配置すること。
- ③ 住民及び第三者から苦情等の申し出があった場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに誠意をもって必要な措置をとること。

カ 再生資源の利用促進と建設副産物の適正処理方法

- ① 「再生資源の利用の促進に関する法律」を順守して、工事副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図ること。
 - ② 工事に伴い生じた産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、適切に処理すること。また、処理後はマニフェスト(写し)を提出すること。
- (5) 試験・検査
- ア 調整検査
 - ① 各看板の単体調整を行うこと。
 - イ 検査
 - ① 製品の立会検査は、原則として自社において行うこと。
 - ② 検査の項目、規格、方法及びデータ様式については、予め監督職員へ資料等を提出し説明すること。
 - ウ 写真
 - ① 工事写真は、工事の着工前、施工中(主要な工事段階の状況)、完成時の各段階で撮影すること。
 - ② 箇所の名称、日時及び方法等が確認できるよう撮影すること。
 - ③ 写真を整理し、完成図書に添付すること。
- (6) その他
- ア 本工事に必要な諸官公庁、電力会社等への、諸手続きに対する申請届出の手続き等は、事業者が遅滞なく行うこと。また、手続きに係る費用は事業者の負担とする。
 - イ 本工事で整備する看板等の整備用地については、十分調査し、その一覧を作成すること。なお、整備用地が民地の場合、用地交渉を行うこと。